

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

証拠申出書

令和3年11月15日

東京地方裁判所 民事第42部 A 合議口係 御中

原告訴訟代理人弁護士 倉持 麟太郎

同 水野 泰孝

同 金塚 彩乃



原告は、次の通り証拠の申出をする。

第1 原告本人

1 人証の表示

氏名：長谷川耕造（同行・尋問予定時間30分）

肩書：株式会社グローバルダイニング代表取締役

住所：

2 証明すべき事項

原告主張事実全般。

3 尋問事項

別紙のとおり。

第2 証人1

1 人証の表示

氏名：小池百合子（呼出・尋問予定時間50分）

肩書：東京都知事

住所：東京都新宿区西新宿2丁目8-1

2 証明すべき事項

被告が本件で問題となっている「緊急事態」であるとの判断及びこれを前提とした緊急事態措置を行うにあたって、東京都という機関における意思決定が具体的にいかなるプロセスを経て行われたのかについて、また、そのプロセスにおいて対象施設を原告に絞った過程及び根拠（理由）について。その他、当該過程で日本国政府又は政府分科会等関係機関と具体的にいかなる折衝が行われたかについて

3 尋問事項

別紙のとおり。

第3 証人2

1 人証の表示

氏名：尾身茂（呼出・尋問予定時間50分）

肩書：独立行政法人地域医療機能推進機構 理事長

政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 会長

住所：東京都港区高輪3丁目22-12

2 証明すべき事項

被告が本件で問題となっている令和3年1月から3月末ころまでの期間において、「緊急事態」であること及び本件要請・命令の必要性の根拠をほぼ包括的・網羅的に基本的対処方針に依拠していることら、当該基本的対処方針の帰趨に対して実質的権限を有する政府分科会ないし基本的対処方針等諮問委員会での判断及び判断過程（根拠等）について。とりわけ、政府分科会ないし基本的対処方針等諮問委員会こそが、新型コロナウイルス感染が社会的問題となつてから漫然と事後及び逐次的検証をすることもなく、かつ一貫して新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての飲食店営業への制約を主導しており、当

該対策の有効性及び合理性の根拠等全般について。

また、原告としては東京都が不正報告していたと主張している重症者病床の数に関して、被告が「国との相互理解の下」事務処理していたとして、基本的対処方針等諮問委員会の議事録を根拠としており（乙49）、この点の認識について

3 尋問事項

別紙のとおり。

第4 証人3

1 人証の表示

氏名：猪口正孝（呼出・尋問予定時間30分）

肩書：公益社団法人 東京都医師会 副会長

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 会長

住所：東京都千代田区神田駿河台2-5

2 証明すべき事項

証人は、東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会（以下、「審議会」という。）のメンバーかつ責任者であり、被告が本件命令措置を行った主たる根拠として、同審議会の意見等を挙げることから（乙24）、同審議会における判断及び判断過程等について。また、同審議会は、特措法45条第3項の命令の必要性を判断するにあたって聴取の対象とされる学識経験者であり（特措法45条第4項）、医学的見地・根拠から本件命令の必要性及び合理性についていかなる判断をしたのか及び審議会の全審議過程等について。とりわけ、被告が根拠とする令和3年3月5日付審議会議事録（乙24）及び同年同月18日付審議会議事録（甲47）に関して審議方法を含めた審議過程及び内容等一切について

3 尋問事項

別紙のとおり。

第5 証人4

1 人証の表示

氏名：大曲貴夫（呼出・尋問予定時間30分）

肩書：国立国際医療研究センター国際感染症センター長

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 委員

住所：東京都新宿区戸山1丁目2-1-1

2 証明すべき事項

証人は、東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会（以下、「審議会」という。）のメンバーであり、被告が本件命令措置を行った主たる根拠として、同審議会の意見等を挙げることから（乙24）、同審議会における判断及び判断過程等について。また、同審議会は、特措法45条第3項の命令の必要性を判断するにあたって聴取の対象とされる学識経験者であり（特措法45条第4項）、医学的見地・根拠から本件命令の必要性及び合理性についていかなる判断をしたのか及び審議会の全審議過程等について。とりわけ、被告が根拠とする令和3年3月5日付審議会議事録（乙24）及び同年同月18日付審議会議事録（甲47）に関して審議方法を含めた審議過程及び内容等一切について

なお、証人大曲は、日本国政府の関係省庁のアドバイザリーボードなども務めることから、東京都及び審議会等と日本国政府の関係系機関との連携状況について

3 尋問事項

別紙のとおり。

第6 証人5

1 人証の表示

氏名：紙子陽子（呼出・尋問予定時間 4 5 分）

肩書：紙子法律事務所 弁護士

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 委員

住所：東京都豊島区要町 1-1 1-1 センチュリー 4 0 1

2 照明すべき事項

証人は、東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会（以下、「審議会」という。）のメンバーであり、被告が本件命令措置を行った主たる根拠として、同審議会の意見等を挙げることから（乙 2 4）、同審議会における判断及び判断過程等について。また、同審議会は、特措法 4 5 条第 3 項の命令の必要性を判断するにあたって聴取の対象とされる学識経験者であり（特措法 4 5 条第 4 項）、特に唯一の法律専門家であるから、いかなる法的（人権の制約等）見地・根拠から本件命令の必要性及び合理性について判断をしたのか及び審議会の全審議過程等について。証人は、法律専門家であるから、本件命令の合憲性及び合法性について一定の論証をした結果同審議会での意見を述べているはずであり、その法的立論について。とりわけ、被告が根拠とする令和 3 年 3 月 5 日付審議会議事録（乙 2 4）及び同年同月 1 8 日付審議会議事録（甲 4 7）に関して審議方法を含めた審議過程及び内容等一切について

3 尋問事項

別紙のとおり。

第 7 証人 6

1 人証の表示

氏名：藤井聡（同行・尋問予定時間 3 0 分）

肩書：京都大学大学院工学研究科教授

住所：京都府京都市西京区京都大学桂 4

2 照明すべき事項

本件命令措置の必要性の判断にあたって、客観的にどの程度感染症対策としての効果があったと考えられるのかについて。緊急事態宣言自体によって客観的にどの程度の感染抑止効果があったのか及び当該効果についてはいつの時点で検証が可能であったのかについて。原告から提出している甲53の1、53の2及び54号証のデータの根拠について。

3 尋問事項

別紙のとおり。

(別紙)

尋 問 事 項

原告本人 長 谷 川 耕 造

- 1 経歴
- 2 本件要請に従わなかったことについて
- 3 営業利益及び負債の推移等の事実関係について
- 4 各店舗の構造及び換気等感染症対策について
- 5 要請中も営業を継続したことと原告の利益状況の因果関係について

以 上

(別紙)

尋 問 事 項

証 人1 小 池 百 合 子

- 1 経歴及び現職における職務権限と職務内容
- 2 第1回緊急事態宣言から現在にいたるまでの緊急事態宣言の発出の際の被告東京都の会議体の意思決定等、具体的判断過程について
- 3 緊急事態宣言期間内において要請又は命令措置をとる場合に、「緊急事態」であることの実質的判断をいかなる態様で行っているか否かもしくは行ってないかについて
- 4 緊急事態宣言期間内における命令措置をとるにあたって、特措法45条3項の「正当な理由」の有無についていかなる判断基準によって判断したのか
- 5 緊急事態宣言期間内における命令措置をとるにあたって、特措法45条3項の「特に必要があると認められる場合に限り」との要件における必要性の有無についていかなる判断基準によって判断したのか
- 6 重症病床数の不正報告の客観的事実及び不正であったこと自体の認識について
- 7 緊急事態宣言の要請を含めて、日本国政府及び関係省庁と具体的にいかなるやりとりを行い、各種東京都という機関としての意思決定を行ったのかについて
- 8 東京都知事の憲法尊重擁護義務について
- 9 その他上記に関する一切の事項について

以 上

(別紙)

尋 問 事 項

証 人 2 尾 身 茂

- 1 経歴及び現職における職務権限と職務内容
- 2 令和3年1月7日付緊急事態宣言発出の際の基本的対処方針等諮問委員会及び政府分科会の意思決定等における具体的判断過について
- 3 令和3年3月5日付で緊急事態宣言を延長した際の基本的対処方針等諮問委員会及び政府分科会の意思決定等における具体的判断過について
- 4 新型コロナウイルスの特徴と対策の関連性及び令和2年4月の第1回緊急事態宣言から令和3年1月の第2回緊急事態宣言の間に行われた対策の検証等について
- 5 飲食店の営業時間短縮という感染拡大抑止政策の合理性及び根拠について（とりわけ、重大な憲法上の権利制約の観点から法的検討をどの程度したかについて）
- 6 飲食店の営業時間短縮以外の感染拡大抑止策の検討状況について
- 7 東京都による重症病床数の報告及びその経緯について
- 8 第2回緊急事態宣言の発出及び本件命令措置の前後における東京都知事及びその関係職員等とのコミュニケーションの有無及びその内容について
- 9 その他上記に関する一切の事項

(別紙)

尋 問 事 項

証 人 3 猪 口 正 孝

- 1 経歴及び現職における職務内容と職務権限
- 2 令和3年3月5日及び同月18日の審議会の審議過程及びその内容
- 3 学識経験者としていかなる根拠で本件命令の必要性及び合理性を判断したのか
- 4 重症病床数の不正報告についての認識及び2項の審議会での判断にあたって、
東京都からの重症病床数を基礎に判断をしたか否か
- 5 その他上記に関する一切の事項

以 上

(別紙)

尋 問 事 項

証 人 4 大 曲 貴 夫

- 1 経歴及び現職における職務内容と職務権限
- 2 令和3年3月5日及び同月18日の審議会の審議過程及びその内容
- 3 学識経験者としていかなる根拠で本件命令の必要性及び合理性を判断したのか
- 4 重症病床数の不正報告についての認識及び2項の審議会での判断にあたって、東京都からの重症病床数を基礎に判断をしたか否か
- 5 日本国政府等、国の機関との「相互理解」を含め、東京都及び審議会等と日本国政府の関係系機関との連携状況について
- 6 その他上記に関する一切の事項

以 上

(別紙)

尋 問 事 項

証 人 5 紙 子 陽 子

- 1 経歴及び現職における職務内容と職務権限
- 2 令和3年3月5日及び同月18日の審議会の審議過程及びその内容
- 3 学識経験者としていかなる根拠で本件命令の必要性及び合理性を判断したのか
- 4 重症病床数の不正報告についての認識及び2項の審議会での判断にあたって、東京都からの重症病床数を基礎に判断をしたか否か
- 5 特に法律専門家として、特措法の仕組み解釈及び憲法上の権利制限の観点から、本件命令について、特措法45条3項の要件充足性についていかなる判断をしたのか
- 6 その他上記に関する一切の事項

(別紙)

尋 問 事 項

証 人 6 藤 井 聡

- 1 経歴及び現職における職務内容と職務権限
- 2 甲第53号証の1、同53号証の2及び54号証について
- 3 第1回及び第2回緊急事態宣言の感染拡大抑止効果について
- 4 飲食店への営業時間変更措置の感染拡大抑止効果について
- 5 本件命令措置の感染拡大抑止効果について
- 6 人流の低減と緊急事態宣言の因果関係について
- 7 遅くともいつまでの時点に上記についてのより詳細な検討が可能であったかについて
- 8 その他上記に関する一切の事項